

加地発電所（水力発電所）の電力売却 仕様書

令和 7 年11月

鳥取県企業局

目 次

第1章 総則

1 適用	1
2 電力の売却及び契約対象となる発電所	1
3 売却期間	1
4 売却電力量	1
5 発電見込み	2
6 発電停止及び出力制限	2
7 設備の定期点検、修繕、更新等に伴う発電停止	3
8 発電バランシンググループ	3

第2章 電力量料金

1 電力量料金の算定	3
2 電力量料金の支払	3

第3章 その他

1 託送供給等の契約	4
2 記録	4
3 守秘義務	4
4 契約条件	4
5 容量市場の取扱い	5
6 発電側課金の取扱い	5
7 法令等の遵守	5
8 運用申合せ書の提出	5
9 疑義の決定等	5

令和5年度から令和6年度までの時間帯別送電電力量実績……………別紙1

平成27年度から令和6年度までの月別送電電力量実績……………別紙2

令和8年度の停電作業等予定表……………別紙3

第 1 章 総則

1 適用

この仕様書は、鳥取県（以下「本県」という。）が所有する加地発電所（水力発電所）で発電する電力の売却の契約（以下「本契約」という。）に適用する。

2 電力の売却及び契約対象となる発電所

本県は、次に掲げる発電所（以下「本発電所」という。）で発電する電力のうち、本発電所内等で使用する電力を除いた全量（以下「売却電力量」という。）を買受人に売却する。

名 称	所 在 地	型 式	最大出力	常時出力
加地発電所	鳥取県八頭郡若桜町大字中原字 外ノ岡 1 3 5 1 番地 2	水路式	1,100kW	92kW

3 売却期間

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで

4 売却電力量

（1）目標売却電力量

平成 2 7 年度から令和 6 年度までの発電実績に基づき算定した目標売却電力量を次表に示す。本発電所は水力により発電を行うことから、気象状況等により売却電力量が変動する特性がある。このことから実際の売却に当たっては、売却電力量を保証するものではない。

また、売却電力量が目標売却電力量と比較して増減がある場合にも、買受人はその全量を購入するものとする。

[単位：kWh]

	加地発電所
	令和 8 年度
4 月	527,000
5 月	388,000
6 月	339,000
7 月	450,000
8 月	301,000
9 月	368,000
10 月	288,000
11 月	242,000
12 月	260,000
1 月	236,000
2 月	271,000
3 月	557,000
合計	4,227,000

(2) 過去の送電電力量実績

令和5年度から令和6年度までの時間帯別送電電力量実績を「別紙1」に、令和6年度までの過去10年間の月別送電電力量実績を「別紙2」に示す。

(3) 売却電力量の計量

売却電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引用電力量計並びにその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により一般送配電事業者が行うものとする。

なお、売却電力量に1キロワット時未満の端数があるときは、小数点第1位を四捨五入するものとする。

また、本契約の電力売却開始に伴い、一般送配電事業者から同者所有の電力量計の取替えを要求された場合は、原則として本県が取替費用を負担して対応する。

(4) 売却電力量の計量の期間

毎月1日の0時から同月末日の24時まで

5 発電見込み

(1) 発電見込みの通知

本県は買受人に対し、次表に定める予測値（以下「発電見込み」という。）を通知する。発電見込みの通知方法については、電子メール等にて通知するものとし、買受人の都合による発電パターンの変更は行わない。

なお、河川からの流れ込み等による流量の増減があることから、発電見込みと実績値とは相違することがある。

通知の期限	通知内容
前日の午前9時まで	当日と翌日の発電時刻、発電出力

(2) 発電見込みの調整

本県は、(1)の発電見込みの通知以降においても、事前に通知の上、河川管理者、利水関係者からの要請、電力ひっ迫に伴うピークシフトなど社会的要請を受けて、発電パターンを調整することがある。

6 発電停止及び出力制限

本県は、次に掲げる事由により、発電見込みの通知以降においても、発電パターンを変更できるものとするが、可能な範囲において、発電停止又は出力制限時間の縮小や事前の通知に努めるものとする。

ただし、発電施設、送配電施設等の突発的な事故及び故障や異常出水による発電停止が発生した場合は、事後速やかな通知に努めるものとする。

(1) 本発電所の施設、設備の故障等

ア 放流設備又は取水設備の故障又は故障に伴う点検等

イ 発電機、水車及び付帯設備の故障又は故障に伴う点検等

(2) 自然河川の流量変動に対する対応

(3) 豪雨予想時のダム事前放流に伴う本発電所の発電放流の変更

(4) 利水関係者からの渇水時の放流要請

(5) 送電線、配電線の突発的な事故及び故障に起因する発電停止又は出力変更

(6) 河川内事故の発生など、警察機関、消防機関、水防機関、河川管理者等の要請に起因する発電放流の変更

(7) 一般送配電事業者の指示等に基づく発電停止又は出力変更

(8) その他保安上必要であると判断した場合

7 設備の定期点検、修繕、更新等に伴う発電停止

本県は、本発電所設備の保全及び維持のために、定期点検、修繕及び改修工事等（以下「定期点検等」という。）により発電停止又は出力制限を伴う作業（以下「停電作業等」という。）ができるものとし、上記3の売却期間における停電作業等の予定を「別紙3」に示す。

定期点検等の実施に当たって、本県は発電停止日時を原則として買受人へ事前に通知することとし、本県は可能な範囲において、発電停止時間の縮小に努めるものとする。

なお、設備の故障や不具合対策等による停電作業等の追加や期間の変更等が発生する場合がある。

8 発電バランシンググループ

本県は、上記3の売却期間において買受人が発電契約者となる発電バランシンググループに加入するものとする。なお、本県は発電バランシンググループ加入に係る経費を負担しない。

また、本県が上記5に基づき通知した発電見込みと発電実績値の間に差分が発生した場合であっても、本県及び買受人ともに、その差分を根拠とした料金（以下「インバランス料金」という。）の請求は行わないものとする。

おって、発電バランシンググループ単位で、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるインバランス料金が発生した場合においても、本県及び買受人間において当該料金の精算は行わないものとする。

第2章 電力量料金

1 電力量料金の算定

買受人が本県に支払う毎月の電力量料金は、次の（1）から（2）までに定める算定方法により算定した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものとする。

- （1）毎月の電力量料金の算定方法は、売却電力量に電力量料金単価を乗じた金額とする。ただし、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- （2）本県は、電力量計に故障等が生じた際には、直ちに買受人にこれを通知するものとし、この故障等の時間内における電力量の算定は、その都度、本県と買受人との間で協議の上決定するものとする。
- （3）消費税及び地方消費税相当額とは、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額の合算額をいう。
- （4）本発電所の売却する電力には、非化石価値等の付加価値を含むものとし、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）」等の非化石価値に関する法令等に改正があった場合には、その取扱いについて協議するものとする。

2 電力量料金の支払

本県は上記1により算定された電力量料金を翌月16日までに買受人に対し請求関係書類をもって請求し、買受人は同月末日（以下「支払期日」という。）までに本県に支払うものとする。

支払期日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、その翌日を支払期日とする。

なお、買受人は自己の責めに帰すべき理由により、支払期日までに当該電力量料金を納付しない場合は、支払期日の翌日以降の遅延日数につき、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企

業管理規程第8号)第65条の5の規定により例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条第1項に規定する率の割合で計算した遅延利息を本県に支払うものとする。ただし、請求書の受領が翌月の17日以降の場合は、請求書受領日から起算して15日を超える日数に応じてこの遅延利息を適用するものとする。

第3章 その他

1 託送供給等の契約

買受人は、一般送配電事業者との託送供給等の契約が必要となる場合は、速やかに、買受人の負担で一般送配電事業者と必要な契約を行うものとする。

また、本県に対し、買受人と一般送配電事業者との託送供給等契約書等の写しを提出するものとする。

(1) 電力量計からの通信線接続

買受人の希望により、本発電所内に設置した電力量計から通信線を設ける際には、事前に本県の承諾を受け、一般送配電事業者と協議した上で工事を行うことができる。ただし、契約期間満了又は本契約の解除後は速やかに設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置及び撤去等に係る費用は全て買受人の負担とする。

なお、責任分界点及び保守分界点は一般送配電事業者と協議の上、決定すること。

(2) 契約期間満了又は解除時における引継事務

買受人は、契約期間満了又は本契約の解除があった場合には、次に本県と本契約を締結する者に対して、上記の名義の変更等、託送供給等約款における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

2 記録

本県及び買受人は、売却電力量など本契約の履行に関するデータの記録を行い、それぞれの要請によりその写しを送付するものとする。なお、本県が保有する電力量に係るデータは1時間値データである。

また、買受人は本県の依頼により、買受人が供給する実績データ等について可能な範囲で本県に提出するものとする。

3 守秘義務

(1) 契約履行上知り得た機密

本県及び買受人は、本契約の履行において相手方が機密であると明示して開示・提供した情報について、第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了又は本契約の解除後においても同様とする。

ただし、本県が決算報告等のため、電力量や収入等を開示するなど地方公営企業として運営上必要がある場合は、この限りではない。

(2) 契約図書等の取扱い

買受人は、契約図書及び関係図書を本契約の履行以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。ただし、あらかじめ本県担当者の承諾を得た場合はこの限りではない。

4 契約条件

(1) 買受人は、契約期間内の全てにおいて、購入した電力は非化石価値も含め鳥取県内に全量供給することを必須とする。ただし、買受人は鳥取県内へ全量供給できないことが判明したとき

は、速やかに本県に報告し、本県の指示に従うものとする。

- (2) 上記(1)について確認を行うために、一事業年度に1回、本県が指示した時に買受人は次の書類を本県に対し提出するものとする。なお、買受人は、本県の求めに応じ、本県が実施する提出資料等に関する調査に協力するものとする。

ア 電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)第2条に規定する発受電月報(買受人が需要バランシンググループを設定する場合において、当該グループを通じた県内需要家への供給量があるときは、その融通した供給実績を証する書面を含む)

イ その他、本県が指示する書類

- (3) 電力・ガス取引監視等委員会(電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の2の規定により経済産業省に設置)において検討されている発電側課金が契約期間内に導入された場合は、併せて国が示すこととしているガイドラインに基づき、本県及び買受人は発電側課金の転嫁に係る契約変更の協議を行い、必要な額を電力量料金に転嫁するものとする。

5 容量市場の取扱い

本発電所は発動指令電源(安定電源に属さない)として令和8年度を対象実需給年度とする容量市場に参加予定である。

- (1) 収入の取扱い

広域機関から本県が得る収入については、ペナルティによる減額分(買受人の責めによるものを除く)を含め、本契約による電気料金との精算は行わない。

- (2) 業務への協力

広域機関から本県へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、買受人は資料提供等の協力を行うものとする。

- (3) 受給電力供給上の協力

本発電所について、買受人が供給計画等に計上できる安定的に売電可能な容量は1,000kW未満である。

加地発電所は電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)との間で令和8年度を対象実需給年度とする容量確保契約を締結している。

- (1) 収入の取扱い

容量確保契約により本県が得る収入については、ペナルティによる減額分(買受人の責めによるものを除く)を含め、本契約による電気料金との精算は行わない。

- (2) 業務への協力

容量確保契約により広域機関から本県へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務について、買受人は資料提供等の協力を行うものとする。

6 発電側課金の取扱い

- (1) 買受人は、本発電所を有する本県に対して一般送配電事業者より請求される発電側課金と同額を発電側課金相当額として、本県の請求にもとづきその金額を支払うものとする。ただし、一般送配電事業者が請求する発電側課金対象算定期間における発電電力量が0kWhであった場合には、本県は買受人に発電側課金相当額を請求しない。

- (2) 発電側課金に関する制度等に見直しがあった場合には、本県と買受人との間で対応を協議するものとする。

7 法令等の遵守

買受人は、本契約の履行に当たっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守するものとする。

8 運用申合せ書の提出

本契約に関する運用については、本県及び買受人は双方協議して定めるものとし、必要な場合は買受人が運用申合せ書を作成するものとする。

9 疑義の決定等

本仕様書の各条項に疑義が生じた際には、本県及び買受人は双方協議し、定めるものとする。

以上